第73回 記者懇談会実施概要

- 1 日 時 2011年1月31日(月)15:00~17:00
- 2 場 所 関西大学会館 100周年記念会館 第2会議室
- 3 内容
 - (1) 研究発表・質疑応答(15:00~16:00)
 - ・髙野 一彦 社会安全学部准教授 発表テーマ「情報法制と企業のコンプライアンスに関する比較研究」
 - ・青柳 誠司 システム理工学部教授 発表テーマ「蚊の口針を摸倣したマイクロニードルの作製」
 - (2) 学内状況説明・情報交換(16:00~17:00)2011年度入学試験 志願者状況について [資料1]平成22年度卒業式、大学院学位記授与式、および平成23年度入学式の挙行について [資料2]

学生提案科目(全学共通科目「知の跳躍」)の開講について <u>資料3</u> 関大生の活躍について <u>資料4</u>

4 大学側出席者

楠見晴重学長、本西泰三学長補佐、

髙野一彦社会安全学部准教授、青柳誠司システム理工学部教授、

山本秀樹入試センター所長、福田聡入試広報グループ長、

須長一幸教育推進部助教、

横山博行広報室長、中川雄弘広報課長、竹中敏治学長課長他

5 参考資料

- (1) 関西大学通信 第390号、第391号
- (2) 関西大学特別公開講座(大同生命保険株式会社寄付講座) チラシ
- (3) 第1回大阪都市遺産フォーラム「『大大阪』時代の社会・文化景観」 チラシ
- (4) 第1回なにわ・大阪伝統野菜「こどもシンポジウム」 チラシ
- (5) 行事予定表(2月~3月)

情報法制と企業のコンプライアンスに関する比較研究

社会安全学部・大学院社会安全研究科 准教授・博士(法学)髙野一彦

【研究概要】

わが国の情報法制は欧米諸国から大きく遅れをとっている。個人情報保護法は欧州諸国から 30 年程遅れて成立し、また営業秘密の不正取得への刑事罰の導入はアメリカから数年遅れて導入されたが、どちらも国際的な不整合を抱えており、これが企業における国際間の様々なコンフリクトの原因になっている。企業活動に影響を与えている各法分野の課題は次のとおりである。

第一は、プライバシー・個人情報保護分野である。わが国の法制度は、EU データ保護指令において「十分なレベルの保護(adequate level of protection)」と評価されていないために、EU 構成国からの個人データの移転を原則として禁止されている。第二は、営業秘密(トレード・シークレット)保護の分野である。企業保有情報の不正取得者への法的制裁に関して、いまだにアメリカの経済スパイ法(Economic Espionage Act 1996)との間に不整合が残っている。第三は、内部統制分野である。アメリカの連邦民事訴訟規則(U.S. Federal Rules of Civil Procedure)の改正により、アメリカからの訴訟リスクに備え、企業は内部統制システムに不要な情報の削除の仕組みを加えなければならない。

一般的に法学研究は、各研究者が専門分野に特化して研究を行う。例えば内部統制は会社法研究者が、 プライバシー・個人情報保護は情報法研究者が、営業秘密は知的財産権法研究者が、それぞれに研究し 発展を遂げてきた。その結果、各法分野間の整合が配慮されないまま、個別法ごとのコンプライアンス・ プログラム(以下「CP」という。)が提言された。企業においては法律の数だけ CP が存在し、規程やマニュアルが策定され、責任者と担当組織が存在するが、その対象は同じ「顧客名簿」という場合がある。このように、「情報」は多面的な法的性格を有しており、実務において個別法 CP は実効的ではなく、情報の利用に委縮効果を生んでいる。

本研究は、このような実情に鑑み、「企業保有情報保護」をキーワードに、情報法及び内部統制関連法を横断的・国際的に研究することで、わが国の新しい情報法制(新たなプライバシー保護法の定立および独立監視機関の新設)の提言を行うとともに、企業保有情報保護に関する総合的な CP を提言する。

一方、「国民の権利保護」という視点から俯瞰すると、わが国は「情報」に関する様々な問題をかかえている。第一は、社会保障・税制度改革のために共通番号制導入が議論されているが、現行法制度ではプライバシーが十分に保護されるとはいいがたい。第二は、旧社会保険庁の消えた 5000 万件の年金記録問題や国際テロ情報流出問題など、公的部門の情報管理が十分とはいいがたい。本研究は、このような国内問題の解決も視野に入れ、わが国全体の「情報管理」の法的枠組みのあるべき姿を提言したい。

【プロフィール】

1962 年生まれ。関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科 准教授・博士(法学)。

中央大学大学院総合政策研究科修士課程修了、同大学院法学研究科博士前期・後期課程修了。専門は企業法学、情報法学、企業の社会的責任論。ベネッセコーポレーション、名古屋商科大学大学院マネジメント研究科 教授 を経て、2010年4月より現職。現在、経済産業省 製品安全広報検討委員会 委員長、経営倫理実践研究センター フェロー、堀部政男情報法研究会 理事 などを務めている。主要な著書は、『情報法コンプライアンスと内部統制 第2版』、『内部統制時代の情報管理とコンプライアンス教育』、堀部政男編著・共著『プライバシー・個人情報保護の新課題』など多数。著書『情報法コンプライアンスと内部統制』(初版)は、2008年度 日本リスクマネジメント学会優秀著作賞を受賞。

経歴·業績·著書他、詳細は HP <http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~takano/> をご参照ください。

蚊の口針を摸倣したマイクロニードルの作製

システム理工学部教授 青柳誠司

「概要〕

近年、健康や医療福祉に対する意識が高まり、カテーテルやインプラント、検査チップ、マイクロカプセル等のバイオ MEMS やマイクロタス(Micro Total Analysis System)の研究が活発に行われている。マイクロサイズの医療デバイスが強く求められる中、治療と検査で最も頻繁に使用されるランセット針(中実針)における痛みの軽減は、患者にとってニーズの高いものである。現状の金属製の針は患部に与えるダメージが大きく、患者にとって大きな痛みや恐怖を伴う。特に糖尿病患者においては、血糖値測定のため1日2~6回採血を行う作業が必要であり、低侵襲性の針が強く望まれている。

これら痛みの原因として、現状の金属製の針が概ね直径 300 μm 以上と比較的太く、このため皮膚の痛点を避けることが困難であること、針と皮膚組織との間で摩擦力が生じ、これに伴い針周囲の皮膚組織が損傷を受ける(損傷の度合いは針の太さ、形状、材質、穿刺方法等に関連する)ことが考えられる。最近直径 200 μm の金属製の微細針が商品化され、従来品に対する痛みの評価が一部報告されているものの、さらなる痛みの軽減の余地があるものと思われる。一方、我々は蚊に刺されてもほとんど痛みを感じない。この理由は、蚊の針は直径が約 30~50 μm と非常に小さく皮膚の痛点を避けやすいこと、針が独特のギザギザ形状をしていることであると言われている。

筆者らが遂行してきた蚊をモデルとした低侵襲性のニードルに関する研究を紹介する. 蚊の穿刺行動の高速度カメラを用いた詳細観察,その結果に基づく穿刺メカニズムの推定, 有限要素法による穿刺メカニズムの検証,マイクロマシン技術を用いたシリコン製マイク ロニードルの作製,マイクロ成形技術を用いたポリマー製マイクロニードルの作製,エキ シマレーザを用いた孔開け加工による中空ニードルの作製等を説明する.

「プロフィール】

1986 年 東京大学工学部 精密機械工学科卒業, 1988 年 同大学大学院工学系研究科精密機械工学専攻 修士課程 修了, 1988 年 金沢大学工学部機械システム工学科助手, 1995 年 同助教授, 1996 年 関西大学工学部管理工学科助教授, 2003 年 同教授, 2007 年~現在 同大学システム理工学部機械工学科教授. この間, 2002 年度 カリフォルニア工科大学電気工学科 客員研究員. 専門はロボティクス, メカトロニクス, MEMS (Micro-Electro-Mechanical Systems). 平成 14 年 (財) ファナックFAロボット財団論文賞受賞.